

農林水産部 隨意契約件数 98件

| | | | | | 金額 | 687,587,342 円 | | |
|---|-------------------------|---------------------------------|----------|-----------------------|----------------------|---------------|--|-----------------------|
| | 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
| 1 | 農林水産企画課 | 令和6年度農業土木標準積算システム基準データ作成委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市城崎町2丁目2番25号 | 大分県土地改良事業団体連合会 | 24,200,000 円 | ①本業務は、本県にて導入している標準積算システムの基準データの作成・改訂等を行うものである。 ②このシステムは、外部に非公表のデータを含み、これらのデータ作成・改訂作業は、農業土木における設計積算実務経験を有し、流出・損失防止が確立された機関で行う必要がある。 ③上記を満たす者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 2 | 農林水産企画課 | 令和6年度農業農村整備標準積算システム大分県補助版運用保守業務 | 令和6年4月1日 | 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 | 一般社団法人農業農村整備情報総合センター | 6,732,000 円 | ①本業務は、本県にて導入している標準積算システム大分県補助版の運用保守を行うものである。 ②このシステムは、農林水産省が自ら積算業務に使用することを目的として開発されたものであり、このシステムを都道府県版に改変・配布する必要がある。 ③上記使用許諾を有する者は(一社)農業農村整備情報総合センターのみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 3 | 農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ | 試験研究補助業務委託(津久見) | 令和6年4月1日 | 大分県臼杵市板知屋1257-1 | 公益社団法人臼津地域シルバー人材センター | 2,709,630 円 | ①本業務は、果樹グループの圃場等における試験研究に伴う業務を円滑に推進するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、農作業経験のある者が適しており、特に圃場内での試験研究補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは、公益社団法人臼津地域シルバー人材センターのみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 4 | 農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ | 試験研究補助業務委託(国東) | 令和6年4月1日 | 大分県国東市安岐町下山口38-1 | 公益社団法人国東市シルバー人材センター | 2,622,690 円 | ①本業務は、果樹グループの圃場等における試験研究に伴う業務を円滑に推進するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、農作業経験のある者が適しており、特に圃場内での試験研究補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは、公益社団法人国東市シルバー人材センターのみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 5 | 農地計画課 | 大分県央飛行場照明施設・電気施設保守点検業務委託 | 令和6年4月1日 | 熊本県熊本市中央区細工町4丁目12番12号 | 日本電設工業株式会社 | 1,513,600 円 | ①本業務は、航空機の着陸時の安全を確保することを目的に、飛行場内の照明施設の保守点検を行うものである。 ②灯火施設を構成する部分については、国が承認したメーカーでのみ取り扱っている特殊なものであり、契約先については、当該機器の取扱いについて精通している業者に限定される。 ③不測の事態にも即応できるよう、大分県央飛行場のある豊肥地域を営業区域とする事業者である必要がある。 ④上記要件を有する者は日本電設工業(株)中九州営業所のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 6 | 農地計画課 | 大分県央飛行場管理運用業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分市王子町12番1号 | 九州航空株式会社 | 6,930,000 円 | ①九州航空株式会社は農産物のフライ特輸送や航空撮影などの航空事業を県内県内で行う唯一の航空会社である。 ②航空用無線による管制業務から飛行場の各種点検業務等、飛行場の運用管理を一括して受託できる者は上記の者以外いない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

農林水産部

随意契約件数 98件

金額 687,587,342 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|------------|------------------------------|-----------|----------------------|---------------------------|-------------|---|-----------------------|
| 7 農地・農村整備課 | R6ため池サポートセンター業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市城崎町2丁目2番25号 | 大分県土地改良事業団体連合会 | 9,900,000 円 | ①本業務はため池管理者からのため池の保全管理に関する問い合わせや市町村が実施するため池防災工事等に関する問い合わせ等に対する相談窓口を設置するためのものである。 ②本業務の遂行には、県内のため池に関する各種情報や防災対策手法等を熟知し関係市町村との調整力を有していることが必要である。 ③県土連は、県が調査してきた膨大の数のため池の各種データを管理する「ため池防災システム」の県・市町村以外では唯一の利用登録者であり、システムに蓄積された各種データに基づく専門的な指導、助言等の援助を行うことができ、ため池改修等に必要な事業計画の策定に数多く関わってきており防災工事の手法等に精通している唯一の団体である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 8 農地・農村整備課 | 令和6年度災害復旧事業事務システム 保守管理委託業務 | 令和6年4月16日 | 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 | 一般社団法人農業農村整備情報総合センター | 3,509,000 円 | ①本業務は令和6年度災害復旧事業に使用する災害復旧事業事務システムの保守管理及びシステム自体の改正等を行うものである。 ②これを行うためには災害復旧事業事務システムを使用できる必要がある。 ③災害復旧事業事務システムの著作権を有するものは農業農村整備情報総合センターのみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 9 森林保全課 | 令和6年度森林づくりボランティア支援センター事業委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市高崎3丁目6-11 | 特定非営利財団法人グリーンインストラクターおおいた | 3,045,208 円 | ①本業務は、森林ボランティア情報の収集・発信等を行う森林づくりボランティア支援センターの運営を行うものである。 ②これを行うためには、森林ボランティア活動や森林環境教育に深い知識を持つ会員を県下各地に持ち、県内の森林ボランティア団体との連携が強く、事業執行が担保できる法人組織であることが必要である。 ③上記能力を有する者は特定非営利活動法人グリーンインストラクターおおいたのみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 10 森林保全課 | 令和6年度森の先生派遣事業委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市高崎3丁目6-11 | 特定非営利財団法人グリーンインストラクターおおいた | 7,200,000 円 | ①本業務は、県内各所において森林・環境体験活動を行う「森の先生」の派遣を行うものである。 ②これを行うためには、森林体験活動や森林環境教育に深い知識と経験を持つ会員を県下各地に持ち、県内の野外活動を行う団体や森林環境教育指導者等との連携が強く、事業執行が担保できる法人組織であることが必要である。 ③上記能力を有する者は特定非営利活動法人グリーンインストラクターおおいたのみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 11 水産振興課 | 令和6年度大分県漁業指導監督用海岸局業務委託 | 令和6年4月1日 | 宮崎県日南市大字下方字外浜2361番地1 | 宮崎県無線漁業協同組合連合会 | 5,891,600 円 | ①本業務は、海上における安全操業、安全航行の確保という重要なものである。 ②これを行うためには、大分県漁船が必要とする情報を的確に提供できる十分な体制を備えた無線局でなければならない。 ③このような条件を備えた無線局は宮崎県無線漁業協同組合連合会のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

農林水産部

随意契約件数 98件

金額 687,587,342 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|--------------------|---|----------|--------------------------------|--------------|-------------|--|-----------------------|
| 12 農林水産企画課 | 令和6年度森林土木積算システム運用保守・維持管理委託業務 | 令和6年4月1日 | 熊本県熊本市中央区八王寺町30-1 メインプレイス熊本南4階 | 株式会社ティーユーシー | 2,066,900 円 | ①本業務は、本県にて導入している森林土木積算システムの運用保守を行うものである。 ②このシステムは、森林保全整備事業の積算業務に使用することを目的として開発されたものであり、このシステムを大分県版に改変する必要がある。 ③運用保守及び維持管理のためのプログラム修正等は、システムの著作権を有しているエー・シー・エス株式会社より唯一積算業務を継承された、株式会社ティーユーシーしかできない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 13 農林水産企画課 | 令和6年度CADシステム運用保守委託業務 | 令和6年4月1日 | 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6 | 福井コンピュータ株式会社 | 1,232,000 円 | ①本業務は、本県にて導入しているCADシステムの運用保守を行うものである。 ②このシステムは、工事発注図面の作成、修正を行うことが目的とされており、部内土木職員が日々の業務で使用している。 ③プログラムの保守、バージョンアップ等はシステムの著作権を有している福井コンピュータ株式会社しかできない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 14 水田畠地化・集落 営農課 | その他の委託 水田畠地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10) | 令和6年4月1日 | 日田市田島2丁目6-1 | 日田市農業再生協議会 | 1,500,000 円 | ①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畠地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、日田市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畠地化推進対象の掘り起こしを行ふ。 ②委託先である日田市農業再生協議会は、日田市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報收集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 15 水田畠地化・集落 営農課 | その他の委託 水田畠地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10) | 令和6年4月1日 | 宇佐市別府611 | 宇佐市農業再生協議会 | 1,477,000 円 | ①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畠地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、宇佐市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畠地化推進対象の掘り起こしを行ふ。 ②委託先である宇佐市農業再生協議会は、宇佐市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報收集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 16 水田畠地化・集落 営農課 | その他の委託 水田畠地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10) | 令和6年4月1日 | 大分県佐伯市中村南町1-1 | 佐伯市農業再生協議会 | 1,010,000 円 | ①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畠地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、佐伯市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畠地化推進対象の掘り起こしを行ふ。 ②委託先である佐伯市農業再生協議会は、佐伯市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報收集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

農林水産部

随意契約件数 98件

金額 687,587,342 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|--------------------|---|----------|----------------|--------------|-------------|--|-----------------------|
| 17 水田畠地化・集落 営農課 | その他の委託 水田畠地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10) | 令和6年4月1日 | 豊後大野市三重町市場1200 | 豊後大野市農業再生協議会 | 1,290,000 円 | ①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畠地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、豊後大野市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畠地化推進対象の掘り起こしを行う。 ②委託先である豊後大野市農業再生協議会は、豊後大野市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それをもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報を収集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 18 水田畠地化・集落 営農課 | その他の委託 水田畠地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10) | 令和6年4月1日 | 大分県竹田市大字会々1650 | 竹田市農業再生協議会 | 1,468,000 円 | ①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畠地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、竹田市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畠地化推進対象の掘り起こしを行う。 ②委託先である竹田市農業再生協議会は、竹田市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それをもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報を収集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 19 水田畠地化・集落 営農課 | その他の委託 水田畠地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10) | 令和6年4月1日 | 由布市庄内町柿原302番地 | 由布市農業再生協議会 | 1,229,000 円 | ①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畠地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、由布市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畠地化推進対象の掘り起こしを行う。 ②委託先である由布市農業再生協議会は、由布市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それをもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報を収集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 20 水田畠地化・集落 営農課 | その他の委託 水田畠地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10) | 令和6年4月1日 | 大分市荷揚町2番31号 | 大分市農業再生協議会 | 1,500,000 円 | ①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畠地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、大分市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畠地化推進対象の掘り起こしを行う。 ②委託先である大分市農業再生協議会は、大分市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それをもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報を収集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

農林水産部

随意契約件数 98件

金額 687,587,342 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|--------------------|---|----------|---------------------------|----------------|-------------|---|---------------------------|
| 21 水田畠地化・集落 営農課 | その他の委託 水田畠地化推進 事業委託(農地出し手意向・担い 手意向調査)(県10/10) | 令和6年4月1日 | 大分県中津市三光原口644-7 | 中津市農業再生協議会 | 1,500,000 円 | ①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畠地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、中津市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畠地化推進対象の掘り起こしを行う。 ②委託先である中津市農業再生協議会は、中津市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それをもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報等を収集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主とし て担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 22 畜産振興課 | 令和6年度畜産コンサルタント委 託事業(畜産経営技術高度化促 進事業) | 令和6年4月1日 | 大分県大分市古国府六丁目4番1 号 | 公益社団法人大分県畜産協会 | 2,643,000 円 | ①本業務は、畜産農家の経営診断を行うものである。 ②これを行うためには、畜産コンサルタント資格者が在籍し、畜産農家の経営診断を主要業務とする専門機関に実施を依頼する必要がある。 ③公益社団法人大分県畜産協会は上記に該当する県下唯一の専門機関であること から選定するもの。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 23 畜産振興課 | 海港における消毒業務に係る委 託契約(周防灘フェリー株式会 社) | 令和6年4月1日 | 山口県周南市築港町9-1 | 周防灘フェリー株式会社 | 1,178,190 円 | ①本業務は、スオーナダフェリーが到着する竹田津港の敷地内に設置した車両用消 毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見する とともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する周防灘フェリー株式会社の みである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 24 畜産振興課 | 海港における消毒業務に係る委 託契約(別府ポートサービス株式 会社) | 令和6年4月1日 | 大分県別府市汐見町944-2 | 別府ポートサービス株式会社 | 1,178,190 円 | ①本業務は、フェリーさんふらわあが到着する別府港の敷地内に設置した車両用消 毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見する とともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する別府ポートサービス株式会 社のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 25 畜産振興課 | 海港における消毒業務に係る委 託契約(九四オレンジフェリー株 式会社) | 令和6年4月1日 | 愛媛県八幡浜市出島1581番地2 6 | 九四オレンジフェリー株式会社 | 1,171,190 円 | ①本業務は、九四オレンジフェリーが到着する別府港の敷地内に設置した車両用消 毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見する とともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する九四オレンジフェリー株式 会社のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 26 畜産振興課 | 海港における消毒業務に係る委 託契約(株式会社宇和島運輸交 通社) | 令和6年4月1日 | 大分県別府市大字南石垣無番地 別府港第2埠頭 | 株式会社宇和島運輸交通社 | 1,178,190 円 | ①本業務は、宇和島運輸フェリーが到着する別府港の敷地内に設置した車両用消 毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見する とともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する株式会社宇和島運輸交通 社のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

| 農林水産部 | | | | | | | |
|------------|--------------------------------------|----------|-------------------|--------------------|-------------|---|-----------------------|
| 随意契約件数 98件 | | | | | | | |
| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
| 27 畜産振興課 | 海港における消毒業務に係る委託契約(株式会社宇和島運輸交通社臼杵営業所) | 令和6年4月1日 | 大分県臼杵市板知屋字大寺浦 | 株式会社宇和島運輸交通社 臼杵営業所 | 1,182,190 円 | ①本業務は、宇和島運輸フェリーが到着する臼杵港の敷地内に設置した車両用消毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見するとともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する株式会社宇和島運輸交通社臼杵営業所のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 28 畜産振興課 | 海港における消毒業務に係る委託契約(住吉運輸産業株式会社) | 令和6年4月1日 | 大分県大分市生石5丁目 | 住吉運輸産業株式会社 | 1,178,190 円 | ①本業務は、フェリーさんふらわあが到着する大分港の敷地内に設置した車両用消毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見するとともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する住吉運輸産業株式会社のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 29 畜産振興課 | 海港における消毒業務に係る委託契約(国道九四フェリー株式会社) | 令和6年4月1日 | 大分県大分市佐賀関750番69 | 国道九四フェリー株式会社 | 2,937,475 円 | ①本業務は、国道九四フェリーが到着する佐賀関港の敷地内に設置した車両用消毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見するとともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する国道九四フェリー株式会社のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 30 畜産振興課 | 大分県草地畜産基盤整備事業計画策定業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市舞鶴町1丁目3番30号 | 公益社団法人大分県農業農村振興公社 | 7,500,000 円 | ①本業務は、農山漁村地域整備交付金事業(草地畜産基盤整備事業)実施計画策定にかかる調査業務を行うものである。 ②これを行うためには、設計・測量等の土木や建築に関する専門的な知識に併せ、草地開発整備事業計画設計基準等の畜産技術に関する専門的な知識の双方の知識が必要である。 ③上記を有する者は公益社団法人大分県農業農村振興公社のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 31 林務管理課 | 令和6年度大分県森林クラウドシステム運用保守支援業務委託契約 | 令和6年4月1日 | 大分市中島西2丁目1番3号 | 株式会社バスコ 大分支店 | 5,390,000 円 | ①本業務は、大分県森林クラウドシステムの利用、運用、更新を行うものである。 ②本システムの開発やデータサーバの運用管理は株式会社バスコが行っているため、他者が本システムにアクセスし、当該業務を遂行することは不可能である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 32 森林保全課 | 令和6年度平成森林公園專用水道水道施設管理業務委託契約 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市豊饒2丁目11番3号 | 公益社団法人大分県薬剤師会 | 1,135,200 円 | ①本業務は、平成森林公園專用水道の管理業務を行うものである。 ②これを行うためには、水道技術管理者(水道法第19条)と水質検査業務を一体的に行う体制が必要である。 ③上記水質検査は、水道法第20条第3項の規定により国土交通省等登録検査機関で行うこととされており、県内に検査施設を有する登録機関は公益社団法人大分県薬剤師会のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

農林水産部

随意契約件数 98件

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|----------|--------------------------|-----------|----------------------|-----------------|--------------|---|-----------------------|
| 33 森林保全課 | 令和6年度造林補助システム保守管理委託業務 | 令和6年4月1日 | 福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目9番2号 | アジア航測株式会社 福岡支店 | 3,751,000 円 | ①本業務は、造林システムの保守管理を行うものである。 ②これを行うためには、令和3年度のクボタシステムズ(株)にて委託開発された際の設計、構築から導入までの一連の開発作業を熟知していることが必要である。 ③上記開発作業を熟知している者は、クボタシステムズ(株)の親会社(株)クボタから資産譲渡され業務引継を受けたアジア航測(株)のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 34 森林保全課 | 令和6年度大分県県営林立木調査事業委託契約 | 令和6年4月25日 | 大分市花園二丁目6番46号 | 公益社団法人森林ネットおおいた | 54,450,000 円 | ①本業務は、県下全域の県民有林のうち、県民有林分収造林契約第18条第4項に基づく確定材積の算定に必要となる立木材積を把握するために実施する毎木調査の委託を行うものである。 ②これを行うためには、県営林全体を一体的・効率的に管理経営することを目的とした大分県県営林森林經營委託契約(H29～R4)を県と締結していることが必要である。また、調査に必要な専門的な技術・知識を有し、過去に調査実績があり調査結果も良好であることとも必要である。 ③上記資格や技術を有する者は左記の相手方のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 35 森林保全課 | 令和6年度県営林管理業務委託契約 | 令和6年4月1日 | 大分市花園二丁目6番46号 | 公益社団法人森林ネットおおいた | 33,550,000 円 | ①本業務は、県営林の森林經營計画の作成及び管理運営、保護管理、主伐処分補助を行ふものである。 ②森林經營計画の作成及び管理運営並びに保護管理については、令和4年度に公益財団法人森林ネットおおいたと締結した森林經營委託契約第4条に基づく業務である。主伐処分補助については、県営林の現況を熟知し、森林・林業に関する知識、技術及び指導体制を有していることに加え、公益性を有して所有者に接する必要がある。 ③森林經營計画の作成及び管理運営並びに保護管理については、森林經營委託契約に基づくものであり、主伐処分補助業務についても、同委託契約の経緯から公益財団法人森林ネットおおいたが上記の能力を有しており適切である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 36 森林保全課 | 令和6年度県営林産物(間伐材等)処分事業委託契約 | 令和6年4月5日 | 大分市花園二丁目6番46号 | 公益社団法人森林ネットおおいた | 12,210,000 円 | ①本業務は、搬出間伐事業の実施において生産された素材の処分(販売)を行うものである。 ②令和4年度に公益財団法人森林ネットおおいたと締結した森林經營委託契約に基づく業務であり、県営林事業委託のうち、搬出間伐事業の実施において生産された素材の処分(販売)を迅速かつ効率的に実施するため行うもの。 ③本業務は、森林經營委託契約第4条第1項第3号に基づくものであり、同契約第4条第1項第2号に基づく間伐事業で生産された間伐材の処分業務を対象としているため、公益財団法人森林ネットおおいたに委託するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 37 森林保全課 | 令和6年度県営林事業委託契約 | 令和6年4月5日 | 大分市花園二丁目6番46号 | 公益社団法人森林ネットおおいた | 91,850,000 円 | ①本業務は、県内全域の県営林の伐採・保育事業(間伐等)及びその事業等に必要な作業道の開設事業を行うものである。 ②県営林(県有林、県行分収林及び県民有林)を一体的、効率的に管理運営するため、森林經營委託に係る公募を実施した結果、令和4年度から令和9年までの期間において、公益財団法人森林ネットおおいたと森林經營委託契約を締結したところである。 ③本業務は、森林經營委託契約第6条に基づき森林經營計画を樹立した森林に対する森林經營委託契約第4条による事業の実施であることから、公益財団法人森林ネットおおいたに委託するものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

| 農林水産部 | | | | | | | |
|------------|------------------------------------|-----------|-------------------|---|-------------|--|---------------------------|
| 随意契約件数 98件 | | | | | | | 金額 687,587,342 円 |
| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
| 38 森林保全課 | 令和6年度大分県鳥獣行政推進事業委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分市顕徳町2丁目6-13 | 一般社団法人 大分県獣友会 | 8,129,699 円 | ①本業務は、鳥獣行政の補助・推進を目的として、県の職員だけでなく、鳥獣の保護・管理等鳥獣に関する知識を有する狩猟者が、森林の巡回等を行うものである。 ②鳥獣の保護や管理、狩猟の適正化については、森林等での巡回及び調査業務を適宜行う必要があり、傷病鳥獣や鳥インフルエンザ等への対応等専門的な知識を有することが求められる。 ③狩猟免許を有している等専門知識を持つ狩猟者を束ね、業務を効率的かつ正確に執行できる組織力と機動力がある団体は一般社団法人大分県獣友会のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 39 漁業管理課 | 連続流れ方式栄養塩分析装置賃貸借契約 | 令和6年4月1日 | 福岡県福岡市博多区店屋町1-35 | 三菱HCキャピタル株式会社 九州支店 | 2,092,200 円 | ①本業務は、養殖ブリの安定供給体制の確立と生産拡大を推進するため、赤潮等の影響を軽減、海洋環境の保全に配慮し赤潮の発生を抑止する養殖手法の開発・実証を行なうことを目的とした、海洋環境保全型養殖推進事業を行うものである。 ②これを行うためには、海洋環境の変化を測定する観測機器として連続流れ方式栄養塩分析装置が必要であり、R元～R3年の新型養殖マグロ成長産業化推進事業にて長期リース契約、R4～R5年の海洋環境保全型養殖推進事業にて単年契約で利用した連続流れ方式栄養塩分析装置を、今年度も引き続き利用することが、経費削減や使い慣れた機材を使用できる作業効率等の面から最適であると考えられる。 ③上記装置を有する者は三菱HCキャピタル株式会社のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 40 漁業管理課 | 新型養殖ブリ生け簀形状安定および生け簀管理手法の開発委託業務 | 令和6年5月13日 | 山口県下関市永田本町2丁目7番1号 | 国立研究開発法人 水産研究・教育機構水産大学校 | 1,650,000 円 | ①本業務は、銅合金製浮沈式養殖生け簀における潮流による形状変形や、金網への付着物(目詰まり)による海水交換等への影響を把握するため、現場のデータの収集およびそれらを反映させた大型海流水槽実験を通じて、各種課題解決方法について検討する。 ②これを行うためには、海洋物理に関する専門知識及び大型水槽を用いた実験施設を用いた銅合金製浮沈式養殖生け簀への潮流等による形状変化や、海水交換等への影響把握の検証が必要である。 ③上記について、養殖ブリに関する知識と、生け簀等の漁具に関する海洋物理学の専門知識を有しており、かつ大型回遊式水槽を整備し実験可能な機関は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校だけである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 41 水産振興課 | 令和6年度大分県保護水面管理委託事業 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市府内町3丁目5番7号 | 大分県漁業協同組合 | 2,280,000 円 | ①本業務は、大分県知事が指定した水産動植物の保護培養のため採捕を制限している保護水面区域(県内海面14箇所)の現地巡回による監視を行うものである。 ②これを行うためには、海面の保護水面は大分県漁業協同組合の共同漁業権内に指定されており、共同漁業権あり、かつ保護水面区域であること十分認識し、現地の把握ができること、また、監視のため船舶等を整備していることが必要である。 ③上記「資格」や「技術」を有する者は大分県漁業協同組合のみである。 ※保護水面の定義は水産資源保護法第17条の規定のとおり。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 42 水産振興課 | 陸上養殖自動給餌システム及びポンプ遠隔操作システムの設計管理委託業務 | 令和6年4月8日 | 大阪府堺市中区学園町1番1号 | 大阪公立大学研究推進機構協創研究センター・養殖場高度化推進研究センター・コンソーシアム | 2,218,000 円 | ①本業務は、別途製作されるヒラメ等の陸上養殖における自動給餌システム及び赤潮センサーを活用したポンプの遠隔操作システムの設計管理を行うものである。 ②海水使用に適応した機械システムのノウハウと陸上養殖の高度な知識が必要である。 ③大阪公立大学 研究推進機構 協創研究センター・養殖場高度化推進研究センター・コンソーシアムは、大学教授や行政研究機関等(大分県も含む)の有識者や養殖業高度化に関わるメーカー(ポンプ遠隔操作システムに活用する赤潮センサーのメーカーも含む)やコンサルタントが多数加盟している団体であり、大分県水産業の課題についても情報を共有するなど当県の陸上養殖場の知識も有していることから、課題解決に向けて迅速に対応できる唯一の専門機関である。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

| 農林水産部 | | | | | | | |
|------------|-------------------|-----------------------------------|-----------|----------------------------|---------------------------|--------------|--|
| 随意契約件数 98件 | | | | | | | |
| | 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 |
| 43 | 水産振興課 | 令和6年度種苗生産等事業委託 | 令和6年4月1日 | 大分県国東市国東町鶴川1006番地の1 | 公益社団法人大分県漁業公社 | 61,486,000 円 | <p>①本業務は、栽培漁業の推進に向けた種苗放流を行うものである。</p> <p>②公益社団法人大分県漁業公社は県内の栽培漁業の推進に必要とする放流及び養殖用種苗生産を目的として設立された公益法人であり、技術開発が行える県内唯一の機関である。</p> <p>③上記の放流用種苗を生産する機関については他県にも同様の公益法人があるが、県外の種苗の供給には対応していない。</p> <p>④以上のことから、放流用種苗の生産に対応できる機関は公益社団法人大分県漁業公社以外にはない。</p> |
| 44 | 農業大学校 | 令和6年度大分県立農業大学校農学部農場等管理業務委託契約 | 令和6年4月1日 | 大分市東大道1丁目11番1号 タンネンパウムⅢ 3階 | 公益社団法人 大分県シルバー人材センター連合会 | 1,849,908 円 | <p>①本業務は、農業大学校の圃場等における農作業実習に伴う業務を円滑に実施するため、現場作業の補助業務を行うものである。</p> <p>②業務内容については、農作業経験のある者が適しており、特に圃場内での実習補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。</p> <p>③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは公益社団法人大分県シルバー人材センター連合会のみである。</p> <p>④単価契約:1,200円/時間</p> |
| 45 | 団体指導・金融課 | 大分県沿岸漁業改善資金事務委託契約 | 令和6年4月1日 | 大分市府内町3丁目5番7号 | 大分県漁業協同組合 | 1,480,395 円 | <p>①本業務は、沿岸漁業改善資金の償還金の収納及び貸付金の支出について私人委託を行ふものである。</p> <p>②沿岸漁業改善資金助成法第14条により委託先が特定されている。</p> <p>③上記に該当する者は大分県漁業協同組合のみである。</p> <p>④単価契約 ・委託手数料…貸付金累計額 × 1% + 消費税相当額 　　償還金累計額 × 0.5% + 消費税相当額 ・延滞取立獎励金…延滞額累計額 × 3% + 消費税相当額</p> |
| 46 | 農林水産研究指導センター農業研究部 | 令和6年度研究棟及び栽培実習棟に係る冷凍機等の保守管理業務委託契約 | 令和6年4月1日 | 福岡市博多区博多駅南4-6-23 | パナソニック産機システムズ株式会社 九州支店 | 3,927,000 円 | <p>①本業務は、冷凍機等の保守管理を行うものである。</p> <p>②当該機器は三洋電機特機(株)製の特殊機械設備であるため、業務を行うためには、専用部品等の供給が可能で、メンテナンス・修理等についても特殊の技術が求められる。</p> <p>③これらに対応できるのは、三洋電機特機(株)の事業を承継したパナソニック産機システムズ(株)のみである。</p> |
| 47 | 新規就業・経営体力支援課 | 令和6年度大分県認定農業者組織連絡協議会活動支援業務委託契約 | 令和6年4月15日 | 大分県大分市舞鶴町1丁目3番30号 | 一般社団法人大分県農業会議 | 1,179,871 円 | <p>①本業務は、農業振興や農村の活性化について広範に議論し解決に向けて検討するため、各市町の認定農業者組織の会長・副会長を構成員として、平成20年に設立された組織「大分県認定農業者組織連絡協議会」の運営支援を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、農業経営の合理化の支援、担い手組織の運営支援など、農業経営を営む者への総合的な知見が必要である。</p> <p>③上記知見を有する団体は一般社団法人大分県農業会議のみであり、県内にはほかに存在しない。</p> |

農林水産部

随意契約件数 98件

金額 687,587,342 円

| | 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|----|-------------|--|-----------|----------------------------------|--------------------|--------------|---|-----------------------|
| 48 | 新規就業・経営体支援課 | 令和6年度大分県農業法人協会活動支援業務委託契約 | 令和6年4月15日 | 大分県大分市舞鶴町1丁目3番30号 | 一般社団法人大分県農業会議 | 1,289,981 円 | ①本業務は、県内の各地域・産地を牽引するリーダー的な57社で構成される大分県農業法人協会の運営支援を行うものである。 ②これを行うためには農業法人に対する農業経営の合理化支援や担い手の組織化及び組織の運営支援等の知見が必要である。 ③上記知見を有する団体は一般社団法人大分県農業会議のみであり、県内にはほかに存在しない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 49 | 新規就業・経営体支援課 | 令和6年度大分県農業経営継承加速化支援事業委託業務契約 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市舞鶴町1丁目3番30号 | 一般社団法人大分県農業会議 | 6,494,554 円 | ①本業務は、農業経営者のライフサイクルに応じた経営課題として、円滑な経営継承に対応するための個別経営支援等を行うものである。 ②これを行うためには、経営継承を推進し、担い手の若返りによる経営規模の拡大、産出額の維持・向上に繋げるため、広く農業経営を営む者との関わりや経営継承に関する知見が必要である。 ③上記知見を有する団体は一般社団法人大分県農業会議のみであり、県内にはほかに存在しない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 50 | おおいたブランド推進課 | 大分県6次産業化・農山漁村発イノベーションサポートセンター運営委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市東春日町17番20号 | 公益財団法人大分県産業創造機構 | 19,141,001 円 | ①本業務は、6次産業化の取組等、農山漁村のあらゆる地域資源を活用した取組（農山漁村発イノベーション）を支援する組織の運営委託である。 ②6次産業化及び農山漁村発イノベーション（以下「6次産業化等」という）に係る相談、支援等を担当する専門的知識を持つことが必要である。 ③（公財）大分県産業創造機構は、12年に渡り本県の6次産業化等に係る相談、支援等を担当する県内唯一の専門機関（サポートセンター）として本県の6次産業化等を推進してきた。また、機構はサポートセンターの運営実績に加えて、ようす支援拠点を設置しての中小企業の様々な経営相談や産学官交流の取組等を行う等、農林漁業者だけでなく様々な事業者や専門家、支援機関等とのネットワークも有している。本県において、機構のような6次産業化等に対する専門知識やノウハウを持ってサポートセンター運営を遂行できる事業者は他にないことから、機構へ委託することとした。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 51 | 林務管理課 | 令和6年度うまみだけ大消費地宣伝強化事業委託業務(しいたけ消費拡大対策事業) | 令和6年6月10日 | 大分県大分市勢家字春日浦843-69 大分県椎茸農業協同組合2階 | 大分乾しいたけトレーサビリティ協議会 | 1,339,800 円 | ①本業務は、うまみだけ等の消費拡大を図るために、大消費地において展示販売イベントを行いうものである。 ②これを行うためには、うまみだけ商品を取り扱う袋詰業者の参加が不可欠である。 ③大分乾しいたけトレーサビリティ協議会はこれら袋詰業者の取組みを指導する立場にあると同時に県内で唯一過去4箇年で消費拡大イベントを実施している。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 52 | 森林保全課 | 令和6年度森林林業教育促進事業委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市横尾4225番地 | 森づくり人材育成協議会 | 1,980,000 円 | ①本業務は、森林を活用した学習の推進や大分の森林を守り育てる人材の育成を図るものである。 ②これを行うためには、子どもたちの多様な資質・能力を育み適切な森林管理や整備に資することができる組織であることが必要である。 ③上記能力を有する者は森づくり人材育成協議会のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

農林水産部

随意契約件数 98件

金額 687,587,342 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|----------------------|--|-----------|--------------------|---------------|-------------|--|-----------------------|
| 53 水産振興課 | オキソリン酸のヒラメにおける吸収・排泄試験及び残留性試験予備試験(非GLP試験)委託業務 | 令和6年4月4日 | 群馬県前橋市荒口町561-21 | 株式会社食環境衛生研究所 | 4,455,000 円 | ①本業務は、オキソリン酸のヒラメのエドワジエラ症に対する適用拡大を目指し、ヒラメにおける吸収・排泄試験及び残留性試験の予備試験を行い、動物用医薬品承認申請に必要な試験成績をとりまとめるものである。 ②これを行うためには、動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(以下、GLP)並びに動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(以下、GCP)に準じた試験が必要であるとともに、液体クロマトグラフ質量分析法等の高度な技術と専門知識も必要となる。 ③海水魚のGLP及びGCP試験を受託し、県が共同実施体制を組む共立製薬株式会社等複数の水産用医薬品メーカーからの試験受託実績もあり、委託予定貲管内に対応できる専門機関は株式会社食環境衛生研究所のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 54 水産振興課 | オキソリン酸のヒラメにおける安全性試験(GLP試験)委託業務 | 令和6年4月30日 | 東京都千代田区九段南一丁目6番5号 | 共立製薬株式会社 | 7,079,600 円 | ①本業務は、オキソリン酸のヒラメのエドワジエラ症に対する適用拡大を目指し、農林水産大臣への動物用医薬品承認申請を行うために安全性試験を行うものである。 ②動物用医薬品承認申請は申請する薬剤の製造メーカーでなくては申請できず、書類の作成にも高度な技術と知識が必要である。さらに、安全性試験は動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施基準に関する省令(以下、GLP)に適合した施設での実施が必要であり、申請者自身が企画して実施しなければならない。 ③共立製薬株式会社は、水産用医薬品のオキソリン酸を製造するメーカーのうち、農林水産省消費・安全局の仲介のもと大分県の本取組に賛同し、共同実施体制を組んで国の補助事業を受けて取り組んでいる。以上から、同社は委託予定期間に内にGLP試験を一貫して企画でき、課題解決に向けて迅速に対応できる唯一の専門機関であるため、随意契約とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 55 水産振興課 | 令和6年度資源造成型栽培漁業推進事業クルマエビ放流業務委託 | 令和6年5月20日 | 大分県大分市府内町3丁目5番7号 | 大分県漁業協同組合 | 5,346,000 円 | ①本事業で放流するクルマエビでは他魚種と異なり、被せ網や囲い網を用いた馴致放流が必要である。 ②大分県漁業協同組合は從来からクルマエビ放流を実施しており、放流に関して豊富な経験を有する。また、馴致放流は地先の海面にて実施をするため、地先の管理を行っている大分県漁業協同組合が実施または許可をする必要がある。 ③大分県漁業協同組合は当該委託事業実施地域である豊後水道地域に支店を持っているため、効率的な事業の実施が可能である。 ④大分県漁業協同組合は県内の放流事業に関して広域的に事業実施主体となる県内唯一の組織である。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 56 農林水産研究指導センター農業研究部 | 令和6年度 浄化槽等維持管理業務委託契約 (長期継続契約) | 令和6年4月1日 | 豊後大野市三重町赤嶺1183番地1 | 株式会社 豊肥環境センター | 6,666,000円 | ①本業務は、農林水産研究指導センター及び農業大学校に設置している浄化槽清掃等の維持管理業務を行うものである。 ②これを行うためには、浄化槽清掃業及び一般廃棄物(し尿等)処理業の許可が必要である。 ③豊後大野市で上記許可を受けているのは、(株)豊肥環境センターのみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 57 農林水産研究指導センター農業研究部 | 令和6年度 物品及び生産物委託販売契約 | 令和6年4月1日 | 豊後大野市犬飼町田原1580番地29 | 株式会社 大分県畜産公社 | 13,551,901円 | ①本業務は、当センターで生産される豚について、種豚として残すもの、農家に譲渡するもの以外の豚の販売を委託するものである。 ②これを行うためには、と畜処理から販売までの技術が必要である。 ③県内でと畜処理から販売まで一社のみで行っているのは、大分県畜産公社のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

| 農林水産部 | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------------------------|-----------|--------------------------|----------------------|-------------|--|-----------------------|
| 随意契約件数 98件 | | | | | | | |
| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
| 58 地域農業振興課 | 有機野菜等販路流通組織販売強化事業業務 | 令和6年5月10日 | 大分県宇佐市院内町下恵良789番地1 | おおいた有機野菜等販路流通組織設立準備室 | 4,800,000 円 | <p>①本業務は、本県における有機農産物の共同出荷組織の販売計画等について検討し、有機農産物の需要が高まっている県外都心部をターゲット地域として流通ルートを設計することで、県産有機農産物の広域出荷体制の強化を図るため、実施するものである。</p> <p>②これを行うためには、県下の有機農業者の情報を把握していること、県が目標としている有機農産物の販売額の拡大に理解があること、公的機関等における事業実績がある者を構成員に含むことなど、業務を効率的かつ効果的に執行できる管理運営体制にあることが必要である。</p> <p>③上記の条件を満たすのは、おおいた有機野菜等販路流通組織設立準備室のみである。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 59 農林水産研究指導センター・水産研究部 | 赤潮監視・データ収集委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市大津町1丁目20-3 | シー・アイ・ファクトリー株式会社 | 1,430,000 円 | <p>①本業務は、自動昇降式観測装置を用いて赤潮原因種の監視・データ収集を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、すでに導入済の24時間監視ができる観測機1台体制で監視・データ収集を実施することが必要である。</p> <p>③本業務を実施できるのは、観測機の管理・運用を行う環境システム株式会社の代理店であるシー・アイ・ファクトリー(株)のみである。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 60 農林水産研究指導センター・水産研究部 | 漁業調査船「豊洋」に係る漁船保険(普通損害保険及び漁船船主責任保険)契約 | 令和6年6月10日 | 大分県大分市府内町3丁目5番7号 | 日本漁船保険組合 大分県支所 | 2,368,402 円 | <p>①漁船保険は、漁船の事故等による損害等を補填し、漁業経営の安定化に資することを目的として、漁船損害等補償法の規定に基づき漁船保険組合が行う保険制度である。</p> <p>②加入区ごとの指定漁船が全船加入することにより、国からの掛金補助を受けることができ、大分県も全船加入を奨励している。</p> <p>③県内では、日本漁船保険組合大分県支所のみが要件に合う保険事業を実施している。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 61 新規就業・経営体支援課 | 企業の農業参入意向調査委託業務契約 | 令和6年6月3日 | 大阪府大阪市西区土佐堀二丁目二番四号 | 株式会社日本総合研究所 | 5,830,000 円 | <p>①本業務は、企業の農業参入について金融機関と連携した誘致活動を展開するにあたり、誘致に必要な提案資料作成と、誘致企業候補の選定を実施するものである。</p> <p>②本業務を委託するにあたり、2者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った株式会社日本総合研究所と契約したものである。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 62 新規就業・経営体支援課 | 令和6年度農業経営継承計画作成支援講座運営委託業務契約 | 令和6年6月21日 | 神奈川県川崎市幸区中幸町3-26-24-1207 | 株式会社ケミストリー | 3,199,900 円 | <p>①本業務は、基幹的農業従事者の減少及び高齢化が進行するなか、スムーズな経営継承による担い手の若返り、経営規模の拡大、産出額の維持・向上に繋げるため、経営継承計画の作成を推進するものである。</p> <p>②これを行うためには、多種多様な農業者の経営継承計画の作成を支援し、体系だったカリキュラムの構成や最適な専門家の派遣が必要である。</p> <p>③上記理由により企画提案競技を実施し、2者から企画提案を受け、審査した結果最も優れた企画提案を行った「株式会社ケミストリー」を契約相手方として選定したものである。</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

農林水産部

随意契約件数 98件

金額 687,587,342 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|----------|------------------------------|-----------|---------------------------------|-----------------|--------------|--|-----------------------|
| 63 畜産振興課 | 令和6年度肉用牛育種改良推進事業 | 令和6年4月1日 | 竹田市久住町久住3989-1 | 大分県肉用牛改良組合連合会 | 15,460,800 円 | ①本業務は、本県肉用牛の産肉能力向上のため、優秀な種雄牛を造成するものである。 ②これを行うためには、県下各地域の肉用牛改良組合間の調整を図り、円滑に事業を実施する団体が必要である。 ③県内に上記の趣旨に基づく団体は大分県肉用牛改良組合連合会のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 64 畜産振興課 | 令和6年度家畜品評会等出品技術継承事業 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市古国府六丁目4番1号 | 大分県和牛育種組合連絡協議会 | 2,000,000 円 | ①本事業は次回全共の出品に向けて出品技術の継承と出品候補牛の確保に取り組むものである。 ②これを行うためには、県下各地域の和牛育種組合間の調整を図り、円滑に事業を実施する団体が必要である。 ③県内に上記の趣旨に基づく団体は大分県和牛育種組合連絡協議会のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 65 林務管理課 | 令和6年度うまみだけ販売力強化等事業委託業務 | 令和6年6月3日 | 大分県大分市大道町1丁目5番6号 大分高架グループ会社事務所棟 | JR九州エージェンシー株式会社 | 5,035,580 円 | ①本業務は、令和6年度うまみだけ販売力強化等事業委託業務を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、4者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行ったJR九州エージェンシー株式会社大分支店と契約したものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 66 林務管理課 | 令和6年度高性能林業機械VR研修委託契約 | 令和6年4月15日 | 大分県大分市花園二丁目6番46号 | 公益財団法人森林ネットおおいた | 1,430,000 円 | ①本業務は、ハーベスタシミュレータを使用し、安全な習得や操作技術向上によって生産性の向上を図り、有望な技術者の育成を行うものである。 ②これを行うためには、林業研修所に設置したハーベスタシミュレータが必要である。 ③上記のハーベスタシミュレータを保有するのは指定管理者である公益財団法人森林ネットおおいたのみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 67 森林保全課 | 令和6年度森整第1号 県営採種園・採穂園維持管理委託業務 | 令和6年4月24日 | 大分県大分市花園2丁目6番51号 | 大分県樹苗生産農業協同組合 | 2,178,000 円 | ①本業務は、県営林採種園・採穂園の維持管理を行うものである。 ②これを行うためには、維持管理に関する種子や穂木の採取の効率性、採取母樹の健全な育成作業に精通し、特に剪定作業については、その後の伸長等を見越した技術が必要である。 ③上記能力を有する者は大分県種苗生産農業協同組合のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 68 森林保全課 | 令和6年度狩猟読本購入 | 令和6年6月11日 | 大分県大分市顯徳町2丁目6-13 | 一般社団法人大分県獵友会 | 2,541,000 円 | ①本業務は、狩猟読本の購入を行うものである。 ②これは、狩猟免許更新の際に使用する教材であり、一般社団法人 大日本獵友会が発行している書物である。 ③上記を取り扱う者は一般社団法人大分県獵友会のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

農林水産部

随意契約件数 98件

金額 687,587,342 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|------------|--------------------------------|-----------|-------------------------------|----------------|-------------|---|-----------------------|
| 69 漁業管理課 | 赤潮監視・データ収集委託 | 令和6年6月1日 | 大分県大分市府内町3丁目5番7号 | 大分県漁業協同組合 | 2,754,400 円 | ①本業務は、養殖ブリの安定供給体制の確立と生産拡大を推進するため、赤潮等の影響を軽減、海洋環境の保全に配慮し赤潮の発生を抑止する養殖手法の開発・実証を行うことを目的とした、海洋環境保全型養殖推進事業を行うものである。 ②これを行うためには、事業実施場所において、赤潮発生に関する水温、塩分等の環境項目のデータを取得する必要がある。 ③事業を行う佐伯市上浦には、大分県漁業協同組合が所有する自動昇降式観測機（定期的な環境項目の測定を自動で行う）があるため、当機器を用いたデータ収集について、大分県漁業協同組合に委託する。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 70 漁業管理課 | 新型ブリ養殖生け簀実証化委託業務 | 令和6年6月1日 | 鹿児島県鹿児島市黒神町2587番地43 | 株式会社マルハニチロAQUA | 1,004,000 円 | ①本業務は、養殖ブリの安定供給体制の確立と生産拡大を推進するため、赤潮等の影響を軽減する養殖資材の開発・実証を行うものである。 ②これを行うためには、赤潮観測態勢が充実している海域であり、かつ浮沈式の生け簀を使用した赤潮の影響が少ない水深(30~40m)でのブリ養殖が実施できる環境が整備されている必要がある。 ③上記の条件を満たしている養殖ブリ業者は、株式会社マルハニチロAQUAのみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 71 漁業管理課 | 漁船保険申込み(はつかぜ) | 令和6年6月19日 | 大分県大分市府内町3丁目5番7号 大分県水産会館3階 | 日本漁船保険組合 大分県支所 | 1,708,333 円 | ①漁船保険は、漁船の事故等による損害等を補填し、漁業経営の安定化に資することを目的として、漁船損害等補償法の規定に基づき漁船保険組合が行う保険制度である。 ②県内では、日本漁船保険組合大分県支所のみが要件に合う保険事業を実施している。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 72 水産振興課 | 令和6年度戦略魚種増殖モデル構築事業拠点放流種苗生産業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分県国東市国東町鶴川1006番地の1 | 公益社団法人大分県漁業公社 | 8,967,000 円 | ①本事業は、高い放流効果を目指した拠点放流用の種苗生産を行うものである。 ②公益社団法人大分県漁業公社は県内の栽培漁業の推進に必要とする放流及び養殖用種苗生産を目的として設立された公益社団法人であり、技術開発が行える唯一の機関である。 ③上記の放流用種苗を生産する機関については他県にも同様の公益法人があるが、県外の種苗の供給には対応していない。 ④以上のことから、放流用種苗の生産に対応できる機関は公益社団法人大分県漁業公社以外にはない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 73 漁港漁村整備課 | 令和6年度漁港監視業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市府内町3-5-7 | 大分県漁業協同組合 | 1,335,840 円 | ①本業務は、大分県が管理する11漁港を監視するものである。 ②これを行うためには、常日頃から漁港内を巡回し、状況を詳細に把握しておく必要がある。 ③上記の条件を有する者は、漁港に隣接する形で店舗を構えている大分県漁業協同組合のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

農林水産部

随意契約件数 98件

金額 687,587,342 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|----------------------|------------------------------|----------|------------------|------------|-------------|---|---------------------------|
| 74 農林水産研究指導センター畜産研究部 | 令和6年度第2四半期飼料単価契約(大分県農業協同組合) | 令和6年7月1日 | 大分県大分市花園3丁目2番10号 | 大分県農業協同組合 | 7,337,117 円 | <p>①本契約は、牛の肥料購入に係る単価契約である。</p> <p>②各発育過程、飼養形態に対する家畜への飼料給与については、県や農協等が監修する給与マニュアルが策定されている。</p> <p>この各給与マニュアルに基づき当研究部では飼料給与を行っており、継続した研究データを得るために引き続き同銘柄による飼料給与が必要である。</p> <p>③必要な飼料のうち、くみあい飼料(全農傘下の飼料生産組織)が生産元の飼料を取り扱っているのは、大分県農業協同組合のみである。</p> <p>④単価契約:</p> <p>豊後牛肥育前期:82.090円/kg 豊後牛肥育後期:80.240円/kg 豊後牛育成期用L:100.265円/kg 新直接検定専用飼料:2,690.600円/20kg がんばれ大分っ子:96.050円/kg よこつなつくり:3,330.000円/20kg</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 75 農林水産研究指導センター畜産研究部 | 令和6年度第2四半期飼料単価契約(大分県酪農業協同組合) | 令和6年7月1日 | 大分県大分市廻栖野3231番地 | 大分県酪農業協同組合 | 1,912,053 円 | <p>①本契約は、牛の飼料購入に係る単価契約である。</p> <p>②各発育過程の乳牛・子牛等に対する飼料給与については、全国酪農業協同組合連合会が監修するマニュアルがあり、当研究部もそのマニュアルに沿って飼料給与を行っている。試験研究をするうえで、継続した研究データを得るために同一の飼料給与を行なう必要がある。</p> <p>③大分県酪農業協同組合が生産元の飼料を取り扱っているのは、大分県酪農業協同組合のみである。</p> <p>④単価契約:</p> <p>育成前期:2,860円/20kg 育成後期:2,684円/20kg ニューメイク:2,915円/20kg 大酪エスプラス:68,420円/1t ハイパスフード:3,179円/20kg</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

| 農林水産部 | | | | | | | | |
|------------|-------------------------------|----------|-------------------------------|--------------------------|--------------|------------------|--|-----------------------|
| 随意契約件数 98件 | | | | | | | 金額 687,587,342 円 | |
| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 金額 687,587,342 円 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
| 76 森林保全課 | 令和6年度平成森林公園專用水道水質検査業務委託(単価契約) | 令和6年4月1日 | 大分県大分市豊饒2丁目11番3号 | 公益社団法人大分県薬剤師会 | 1,387,760 円 | | <p>①本業務は、水道法に基づき平成森林公園專用水道の定期及び臨時の水質検査を行うものである。 ②これを行うためには、国土交通省または環境省の登録を受けている水質検査機関である必要がある。 ③上記に該当し、県内に水質検査施設を有する機関は公益社団法人大分県薬剤師会のみである。 ④単価契約(検査項目、円/回) ・水道法「水質基準に関する省令」全項目(原水)39項目 94,160円/回 ・ヒ素及びその化合物 4,400円/回 ・アンモニア態窒素 3,300円/回 ・指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌) 7,700円/回 ・嫌気性芽胞菌 5,500円/回 クリプトスボリジウム等 44,000円/回 ・水道法「水質基準に関する省令」全項目(浄水)51項目 102,630円/回 ・水道法「水質基準に関する省令」毎月項目(浄水)11項目 5,830円/回 ・鉛及びその化合物(滞留水法) 4,400円/回 </p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 77 漁業管理課 | 令和6年度漁業取締船燃料(免税軽油)購入の単価契約 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市中央町2-9-24 大樹生命大分ビル7F | 株式会社ENEOSフロンティア大分宮崎直営事業部 | 15,460,830 円 | | <p>①本業務は、本県所有の船舶に使用する燃料(免税軽油)の購入を行うものである。 ②漁業取締船停泊所での給油には、特殊な小型ローリー車及び燃料タンク給油口に繋結できる結合金具等の所有が必要になる。 ③また、緊急時の給油への対応も必要である。 ④この条件を満たしており、本県との契約実績があるのは本契約事業者(株)ENEOSフロンティア大分宮崎直営事業部及び(株)アークの2者しかいない。 ⑤単価契約: 122.705円/L</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 78 漁業管理課 | 令和6年度漁業取締船燃料(免税軽油)購入の単価契約 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市新川西一丁目6番1 2号 | 株式会社アーク | 14,724,600 円 | | <p>①本業務は、本県所有の船舶に使用する燃料(免税軽油)の購入を行うものである。 ②漁業取締船停泊所での給油には、特殊な小型ローリー車及び燃料タンク給油口に繋結できる結合金具等の所有が必要になる。 ③また、緊急時の給油への対応も必要である。 ④この条件を満たしており、本県との契約実績があるのは本契約事業者(株)ENEOSフロンティア大分宮崎直営事業部及び(株)アークの2者しかいない。 ⑤単価契約: 122.705円/L</p> | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

農林水産部

随意契約件数 98件

金額 687,587,342 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|----------------|---------------------------------|-----------|-------------------------|-------------------------------|--------------|---|-----------------------|
| 79 地域農業振興課 | 画像解析技術を活用した高精度な小ネギの皮むき調製機開発委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市牧1666番地 | 独立行政法人 国立高等専門学校 機構 大分工業高等専門学校 | 10,869,000 円 | ①本委託業務は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターが実施する「戦略的スマート農業技術の開発・改良(R5~7)」に採択された「画像解析技術を活用した高精度な小ネギ皮むき調製機の開発」を行うものである。 ②これを行うためには、「高精度な小ネギ皮むき調製機開発共同研究機関」の構成員であることが必要である。 ③上記共同研究機関の構成員であり、画像解析技術を有するのは、独立行政法人国立高等専門学校 機構 大分工業高等専門学校のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 80 新規就業・経営体支援課 | 令和6年度おおいた農業経営塾運営委託業務契約 | 令和6年6月28日 | 東京都港区芝公園1丁目3番8号 苛香園ビル4階 | アグリコネクト株式会社 | 4,490,750 円 | ①本業務は、企業的経営を目指す農業者を対象に、経営管理手法の習得や自らの課題解決及び経営発展プランの作成等を通して、経営マインドを持った力強い経営体を育成するものである。 ②本業務を委託するにあたり、企画提案競技を実施し、2者から企画提案を受け、審査した結果最も優れた提案を行った「アグリコネクト株式会社」と契約したものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 81 おおいたブランド推進課 | 令和6年度6次産業化商品オンライン商談会等運営委託業務 | 令和6年7月2日 | 大分県別府市石垣東10丁目4-1-605 | ユフ企画 | 1,554,000 円 | ①本業務はITを活用した商談機会の創出の取組として、非対面・遠隔の商談形式であるオンライン商談会及び試食展示会を実施し、6次産業化等商品を取り扱う事業者の商談能力の向上と販路開拓支援を図るものである。 ②この業務をより効果的に実施するため、オンライン商談会及び試食展示会の開催手法等について、民間企業の経験・企画力等を活用するために企画提案競技を実施したところ、1者から企画提案を受け、審査した結果、優れた企画提案を行ったユフ企画と契約したものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 82 畜産振興課 | おおいた和牛流通促進委託 | 令和6年6月13日 | 大分県大分市大道町1丁目5番6号 | JR九州エージェンシー株式会社大分支店 | 10,198,000 円 | ①本業務は、おおいた和牛の消費拡大と認知度向上を図るものである。 ②本業務を委託するにあたり、3者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行ったJR九州エージェンシー株式会社大分支店と契約したものである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 83 畜産振興課 | 特定家畜伝染病防疫資材の備蓄に係る貸借契約 | 令和6年7月1日 | 福岡県北九州市小倉北区東篠崎3丁目6番27号 | 九州航空株式会社 | 1,212,750 円 | ①本業務は、今般、県内各地に散在している備蓄資材のうち、緊急の搬出が必要となる物品について、1箇所に備蓄し、家畜伝染病発生時の対応の簡素化を図るものである。 ②これを行うためには、 1)資材倉庫が大分県庁から半径5km以内に位置しており、面積35坪以上を1階の1室で確保でき、そのスペースを当課のみで使用可能であること。 2)雨漏りがない、直射日光が当たらない等、備蓄資材の保管に適していること。 3)24時間365日当課からの要請後2時間以内に倉庫の鍵開けが可能であること。 が必要である。 ③上記の条件を満たすのは九州航空株式会社のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 84 森林保全課 | R6森保第1号 鳥ノ巣地区緊急測量設計委託業務 | 令和6年7月26日 | 大分県大分市花園2-6-51 | 一般社団法人 大分県治山林道協会 | 3,014,000 円 | ①本業務は、令和6年の梅雨前線豪雨により発生した土砂災害の復旧工法を計画するものである。 ②これを行うためには、降雨による山地災害の発生メカニズムや森林土木事業(治山施設設計)に精通していることが必要とされる。 ③早期復旧に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、業務に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 |

| 農林水産部 | | | | | | | |
|----------------------|-----------------------------------|-----------|--------------------|---------------------------|-------------|---|---------------------------|
| 随意契約件数 98件 | | | | | | | 金額 687,587,342 円 |
| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
| 85 漁業管理課 | ブリの生理状態評価調査委託業務 | 令和6年5月9日 | 宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地 | 国立大学法人 宮崎大学 | 1,000,000 円 | <p>①本業務は、本事業では新型の銅合金製網と既存の鉄製網に分布する病原性の違いについて検証するため、県内養殖魚で多く発症する連鎖球菌症、ノカルジア症、細菌性溶血性黄疸、ビブリオ病等の病原菌を魚体以外の資材から抽出し、検査及び解析する必要がある。</p> <p>②これを行うためには、養殖魚の魚病発症メカニズムについて病原体の遺伝子を用いた解析を専門とする知識が必要である。</p> <p>③上記の専門性を有する者は、宮崎大学に在籍している教授のみであるため、宮崎大学と随意契約を行う。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 86 漁業管理課 | 新型養殖ブリ生け簀網環境負荷軽減調査委託業務 | 令和6年7月29日 | 長崎県長崎市多以良町1551-8 | 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 | 1,650,000 円 | <p>①本事業を実施するにはブリ養殖の海洋に与える環境負荷と、それらが赤潮に与える影響について総合的に解析する必要がある。</p> <p>②しかし、県は海洋底質に関する専門知識がなく、底質や溶出栄養塩類に関する調査・試験に対する検証ができない。</p> <p>③水産技術研究所は、これまで佐伯湾のブリ漁場の海底環境調査および赤潮調査等を実施してきた実績があり、現場の課題に向けた適切な方法について、過去の状況等をふまえて迅速に検証可能である唯一の専門機関である。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 87 森林保全課 | 令和6年度大分県鳥獣110番救護所設置事業委託業務契約(単価契約) | 令和6年4月1日 | 大分県大分市廻栖野3231番地47 | 公益社団法人大分県獣医師会 | 2,850,000 円 | <p>①本業務は、傷病鳥獣の救護を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、専門の獣医師や動物病院等の施設との連携を図るための受入可能な動物病院を有し、野生鳥獣の保護においては感染症等の懸念があるため、本事業の意義を熟知している者である必要がある。</p> <p>③上記に該当する機関は、公益社団法人大分県獣医師会のみである。</p> <p>④単価契約(項目、円/回) ・野生鳥類の治療及び飼育 22,000円/回 ・野生獣類の治療及び飼育 44,000円/回 ・大分市内の搬送 5,500円/回</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 88 農林水産研究指導センター水産研究部 | 安心安全な貝類出荷体制構築に向けた委託業務 | 令和6年4月1日 | 東京都府中市晴見町三丁目8番地の1 | 国立大学法人 東京農工大学 | 1,500,000 円 | <p>①本業務は、安心安全な貝類出荷体制の構築を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、貝毒の化学的な知見や技術が必要である。</p> <p>③上記(資格)や(技術)を有する者は国立大学法人東京農工大学のみである。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

| 農林水産部 | | | | | | | |
|----------------|--------------------------------|-----------|-------------------|--------------------|--------------|--|-----------------------|
| 随意契約件数 98件 | | | | | | | 金額 687,587,342 円 |
| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
| 89 新規就業・経営体支援課 | おおいた農業経営・就農支援センター経営サポート活動委託契約 | 令和6年5月20日 | 大分県大分市舞鶴町1丁目3番30号 | 一般社団法人大分県農業会議 | 2,426,800 円 | ①本業務は、農業経営者に対し、農業経営の法人化や円滑な経営継承の支援、その他多様な経営課題に対する経営サポートを総合的に実施するものである。 ②これを行うためには、農業経営の合理化の支援、担い手組織の運営支援など、農業経営者への総合的な支援を県内全域でスピード感をもって行う必要がある。 ③上記の技術を有する者は一般社団法人大分県農業会議のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 90 新規就業・経営体支援課 | 令和6年度企業等との一括マッチングサービス業務委託契約 | 令和6年8月23日 | 大分県大分市中央町1丁目3番22号 | 株式会社三井住友銀行 大分法人営業部 | 3,300,000 円 | ①本業務は、経営力および資本力のある企業(大企業)を大分県への農業参入を図るため、全国のアグリビジネスに興味をもつ企業へ周知し商談会にて県とのマッチングをすすめることを目的とした事業である。 ②全国の大企業のなかから本県とマッチングしそうな企業を選定し、商談会参加へ能動的に呼びかけする必要がある。 ③株式会社三井住友銀行は大企業を含めた約10万社の豊富な顧客基盤と全国に250拠点のネットワークを有しており、他に企業や自治体との同様の取組実績を有する者はいない。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 91 農地計画課 | R6国営緊急農地再編整備事業駅館川地区確定測量委託業務 | 令和6年5月29日 | 大分市城崎町2丁目2番25号 | 大分県土地改良事業団体連合会 | 15,730,000 円 | ①本業務は、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区の確定測量を実施するものである。 ②確定測量は、換地業務に密接に関係しており、切り離して実施することは不可能であるため、換地業務を実施する大分県土地改良事業団体連合会と随意契約するもの | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 92 農地計画課 | R6国営緊急農地再編整備事業駅館川地区換地委託業務 | 令和6年5月29日 | 大分市城崎町2丁目2番25号 | 大分県土地改良事業団体連合会 | 21,450,000 円 | ①本業務は、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区の換地業務を委託するものである。 ②本業務は、国の指導に基づき、土地改良換地士の資格を持った者に行わせる必要があるが、資格所有者が大分県土地改良事業団体連合会にしかいないため、当団体と随意契約を締結するもの | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 93 農地計画課 | 令和6年度 事業管理計画データ作成委託業務 | 令和6年9月11日 | 大分県大分市城崎町2丁目2番25号 | 大分県土地改良事業団体連合会 | 1,386,000 円 | ①本業務は、大分県が策定する各市町村の農業農村整備事業の事業管理計画データを入力するものであり、監督員の指揮のもとで作業を行うものである。 ②これを行うためには、農業農村整備事業の制度等を熟知している必要がある。 ③今回の業務のデータ入力に必要な農業農村整備事業の制度等を熟知していることから、本業務を受託できるのは大分県土地改良事業団体連合会のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 94 森林保全課 | 令和6年度森林作業道作設才ベレーター研修運営管理委託業務契約 | 令和6年8月22日 | 大分県大分市花園2丁目6番46号 | 公益財団法人森林ネットおおいた | 1,210,000 円 | ①本業務は、森林作業道の作設才ベレーター養成研修を行うものである。 ②これを行うためには、低コストで壊れにくい森林作業道を作設するための専門的かつ高度な知識や効率的な道づくりの技術を有した現場技術者が必要である。 ③上記資格や技術を有する者は公益財団法人森林ネットおおいたのみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

農林水産部

随意契約件数 98件

金額 687,587,342 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|----------------------|-------------------------------|-----------|---------------------|---------------------------|--------------|---|-----------------------|
| 95 森林保全課 | 令和6年度秋期環境緑化用樹木交付事業における苗木の購入契約 | 令和6年8月27日 | 大分県大分市花園2丁目6番51号 | 大分県樹苗生産農業協同組合 | 1,720,301 円 | ①本業務は、多様な樹種の苗木を大量に購入するものである。 ②これを行うためには、県内の緑化用樹木生産者をとりまとめ、それら生産者との連絡調整や調達および配達を容易に行うことができる能力やノウハウを有することが必要である。 ③上記能力を有する者は大分県樹苗生産農業協同組合のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 96 漁業管理課 | ブリ行動監視解析調査委託業務 | 令和6年7月29日 | 長崎県長崎市多良町1551-8 | 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 | 2,200,000 円 | ①本業務は、赤潮発生時の銅合金製網浮沈式養殖生け簀内における養殖ブリの遊泳行動を把握するため、現場で得られた各種観測機器データを用いて、各種課題について検証するものである。 ②これを行うためには、赤潮の分析水深を把握し、赤潮発生時及び非発生時の養殖ブリの遊泳行動を解析する必要がある。 ③上記知識及び解析技術を有する者は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所に在籍している研究員のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 97 水産振興課 | 8月採卵ブリ人工種苗生産等委託業務 | 令和6年7月1日 | 大分県国東市国東町鶴川1006番地の1 | 公益社団法人大分県漁業公社 | 30,464,500 円 | ①本業務では、県内における養殖ブリの周年出荷体制を強化に向け、端境期出荷に向けたブリ人工種苗の安定供給体制を整備するために水産研究部が開発した8月採卵ブリ人工種苗生産技術を技術移転する。 ②魚類の人工種苗の生産には、専用の施設だけではなく育成に関する高度な技術と知識が必要とされる。 ③公益社団法人大分県漁業公社は、放流及び養殖用の種苗を生産・供給することを目的として設立された組織であり、技術移転が行える県内唯一の機関であることから随意契約とする。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 98 農林水産研究指導センター農業研究部 | 乾椎茸委託販売契約 | 令和6年6月28日 | 豊後大野市三重町市場959-1 | 大分県椎茸農業協同組合県南支部 | 1,849,273 円 | ①本業務は、林業研究部きのこグループが生産する乾椎茸について、販売を委託するものである。 ②これを行うためには乾椎茸の選別作業・確認作業から販売方法までの一連の技術・ノウハウが必要である。 ③上記の技術等を有する者は、県内の椎茸生産者で組織する唯一の専門農協であり、選別作業・確認作業などの際の乾椎茸の取扱いに精通している大分県椎茸農業協同組合のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |